◎新潟県教育委員会告示第１号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第２号）第25条第１項の規定により、口頭により開示請求をすることができる個人情報を定める告示（平成17年７月１日新潟県教育委員会告示第22号）の一部を次のとおり改正し、平成27年１月13日以後に実施する試験等から適用する。

平成27年１月13日

新潟県教育委員会

委員長　　外　山　　迪　子

次の表の改正後の欄の表中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

<table>
<tr><th colspan="2">改　　正　　後</th><th colspan="2">改　　正　　前</th></tr>
<tr><td colspan="2">
<table>
<tr><td colspan="2">口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の項目</td><td rowspan="2">口頭により開示請求をすることができる期間</td><td rowspan="2">口頭により開示請求をすることができる場所</td></tr>
<tr><td>試験等の名称</td><td>開示する内容</td></tr>
<tr><td>県立学校職員（技能労務職）採用選考考査</td><td><u>種目別得点及び</u>総合ランク</td><td>（略）</td><td rowspan="2">教育庁総務課</td></tr>
<tr><td>職員採用選考考査（任期付職員）</td><td>種目別得点及び総合ランク</td><td>合格発表の日から１か月間</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
</table>
</td><td colspan="2">
<table>
<tr><td colspan="2">口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の項目</td><td rowspan="2">口頭により開示請求をすることができる期間</td><td rowspan="2">口頭により開示請求をすることができる場所</td></tr>
<tr><td>試験等の名称</td><td>開示する内容</td></tr>
<tr><td>県立学校職員（技能労務職）採用選考考査</td><td>総合ランク</td><td>（略）</td><td>教育庁総務課</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>